

消費者契約法第41条1項に基づく事前請求書

2017年2月16日

岡山県岡山市北区辰巳2-106 トーナン北ビル  
京呉服好一株式会社  
代表取締役 平田 好一 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階  
適格消費者団体  
特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま  
理事長 河田 英正  
TEL : 086-230-1316  
FAX : 086-230-1317  
HP : <http://okayama-con.net/>

前略

当法人は、消費者団体訴訟制度の制度化を受けて、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申し入れや、団体訴権を行使していくことを重要な活動内容として、岡山県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって、2007年6月6日に設立されたNPO法人です。2015年12月8日には、内閣総理大臣より消費者契約法第13条に基づく適格消費者団体として認定されました（組織概要については当法人のホームページをご参照ください）。

既に2016年5月11日申入れ及び2016年8月25日付再申入れにおいて御指摘させていただいておりますとおり、当団体において貴社のレンタルご利用規約（以下「規約」といいます。）を検討したところ、規約内の条項について消費者契約法に違反すると思われる条項があると判断いたしました。もっとも、上記いずれの申し入れについても、誠に残念ながら、貴社からの回答はいただけておりません。当団体としては、貴社より上記各申入れで御指摘させていただいた条項について現在利用していない等の回答がなされていない現状においては、現時点においても当該条項が利用されていると考えざるをえません。そのため、当団体は、貴社に対し、裁判上の差止請求権を行使せざるをえないとの結論に達しました。したがって、当団体は、貴社に対し、消費者契約法第41条1項の請求として本書面を送付いたします。

これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後は、当団体は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能になりますのでご留意ください。

（訴えを提起する予定の裁判所）

岡山地方裁判所

第1 請求の要旨

当団体が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 貴社は、消費者との間で、振袖レンタル契約を締結するに際し、解約時に消費者が負担する解約金（キャンセル料）について、別紙契約条項目録1記載の条項を内容とする意思表示を行わないようにしてください。
- 2 貴社は、消費者との間で、振袖レンタル契約を締結するに際し、レンタル品の返還義務を怠った場合の違約金について、別紙契約条項目録2記載の条項を内容とする意思表示を行わないようにして下さい。

- 3 貴社は、消費者との間で、振袖レンタル契約を締結するに際し、契約締結後一定期間経過後の消費者が行う解除権について、別紙契約条項目録3記載の条項を内容とする意思表示を行わないようにしてください。
- 4 貴社は、前記第1項ないし第3項記載の条項が記載された書面を破棄してください。
- 5 貴社は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布してください。

#### 記

京呉服好一株式会社は、消費者との間で振袖レンタル契約を締結するに際し、別紙契約条項目録1ないし3記載の契約条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用した振袖レンタル契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該条項が記載された契約書面は全て破棄してください。

## 第2 紛争の要点

### 1 貴社の振袖レンタル契約の内容

貴社は、不特定かつ多数の消費者との間で、成人式用の振袖レンタル契約（以下「本件契約」という。）を締結しています。

貴社が、消費者との間で、本件契約を締結するに際し、消費者に対して署名を求める貴社作成の書面（以下「本件書面」という。）には、以下のような条項が記載されています（以下、それぞれ、①を「本件条項①」と、②を「本件条項②」と、③を「本件条項③」といいます。）。)

#### ① お仕立て上がりのレンタルについて

お申し込み後のご予約の取り消しの場合は、下記の料金をキャンセル料として申し受けます。

1. お申し込み後3日以内の取り消し・・・20%
2. お申し込み後30日以内の取り消し・・・30%
3. 着用予定日前1ヶ月の取り消し・・・50%
4. 着用予定日1週間以内の取り消し・・・100%
5. 前撮り着用後の取り消し・・・・・・・・80%

② 連絡無きご返却の遅れは1日に付き契約金の10%を延滞金として頂きます。

③ オーダーレンタルの取り消しはお申し込み後3日以降はできません。

上記条項は、いずれも、下記に述べるとおり、消費者契約法の条項に反し、違法であると考えます。

### 2 キャンセル料条項が法9条1号に違反すること

#### (1) 本件条項①の内容

本件条項①の意味をより正確に解釈すると以下のとおりとなると考えられます。

1. 契約日から数えて3日目 20%
2. 契約日から数えて4日目から30日目までの間 30%
3. 契約日から数えて31日目から着用予定日前8日目までの間 50%
4. 着用予定日前7日目から着用予定日の間 100%
5. 前撮り着用後から着用予定日前8日目までの間 80%

#### (2) 本件条項①が法9条1号に定める「違約金」に該当すること

本件条項①は、本件契約が消費者の都合により解除される際に、貴社が、当該消費者から、「キャンセル料」として所定の解約金を徴収することができる金員の額について定めるものです。

したがって、本件条項①は、法9条1号に定める「消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」に該当します。

- (3) 本件条項①が規定する違約金の額が法9条1号に定める「平均的損害」を超えること  
ア 本件条項①の1. 及び2. が「平均的損害」を超えていること

本件条項①に対する上記(1)の理解を前提にすると、消費者が、貴社との間で、本件契約を締結し、翌日、消費者が、貴社に対し、本件契約について解除の意思表示を行ったとしても、消費者は、貴社に対し、少なくとも、契約代金の20%に相当する金銭をキャンセル料として支払う義務が生じることとなります。

また、本件契約の契約日から31日目以降は、消費者が解除の意思表示を行った日が着用予定日から半年以上先である場合であっても、消費者は、貴社に対し、契約代金の50%に相当する金銭をキャンセル料として支払う義務が生じることとなります。

しかしながら、通常、成人式で利用する振袖のレンタル契約は成人式当日よりも相当程度前に締結することが多く、半年以上前に契約を締結する例も多く見受けられるところです。

貴社ホームページに掲載されている振袖のレンタル価格を参照すると、振袖のフルセットレンタル価格は20万円を超えるものとされています。そうすると、消費者は、仮に、契約締結後に契約を解除したとしても4万円程度のキャンセル料を、契約締結日から31日目以降であれば10万円程度のキャンセル料を支払う義務が生じることとなります。

その反面、貴社としては、キャンセルされた振袖について、他の消費者との間で本件契約を締結することで当該振袖をレンタルすることで得ることができた利益を獲得することができます。

このような、再度の顧客獲得の可能性は、キャンセルの時期が成人式の日よりも早期であればあるほど高くなるということが出来ます。

そうすると、本件条項①の1. 及び2. のように、実際の着用日からの期間にかかわらず、本件契約の締結日からの経過日数のみをもって一律にキャンセル料の割合を規定することは「平均的損害」を超える金員を消費者に負担させるものであり、法9条1号に反し、無効であると考えられます。

- イ 本件条項①の3. 及び4. が「平均的損害」を超えていること

本件条項①の3. 及び4. によると、消費者が、着用予定日前1ヶ月から8日目までに本件契約を解除すると、貴社は、契約代金の50%に相当する金員をキャンセル料として、それ以降は契約代金全額をキャンセル料として徴収することが可能となります(実際には、既に支払済みの金銭の返還に応じないという対応をとることとなると考えられます)。

しかし、上記アで述べたとおり、貴社としては、消費者がキャンセルした振袖について、再度、消費者に対し本件契約締結の勧誘を行うことが可能となります。

そうすると、50%又は100%もの高額なキャンセル料を定める条項は「平均的損害」を超える金員を消費者に負担させるものであり、法9条1号に反し、無効であると考えます。

- ウ 本件条項①の5. が「平均的損害」を超えていること

本件条項①5. によると、消費者が一度前撮りを行ってしまえば、前撮り後、着用予定日前8日目までの間に消費者が契約を解除した場合、消費者は、貴社に対し、契約代金の80%に相当する金銭をキャンセル料として支払う義務が生じることとなります。

しかし、前撮りを行った場合を前撮りを行わない場合と比較すると、前撮りを行ったことにより生じる費用としては、振袖のクリーニング代、カメラマンの person 費及び施設の利用料等が想定される程度であると考えられます。そうすると、前撮り後のキャンセルについて

ては、通常のキャンセル料に当該前撮り費用を加算すれば足りるので、一律に契約代金の80%もの高額な違約金を規定する条項は「平均的損害」を超えるものとして法9条1号に反し、無効であると考えます。

#### (4) 結論

以上より、本件条項①は法9条1号に反し、無効であると考えます。

### 3 違約金条項が法10条に反し、無効であること

#### (1) 本件条項②の内容について

本件条項②は、レンタル対象物の返還義務を履行しなかった場合の違約金を定めたものと解釈できます。上記規定によれば、返還日から10日間返還が遅れると契約代金相当額を違約金として支払わなければならないこととなり、年率3650%の違約金を定めていることとなります。

#### (2) 本件条項②が法10条に反し、無効であること

法10条は、「民法、商法その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、または消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする」と規定しています。

一般的に、債務の不履行が存在した場合に、違約金の定めを設けること自体はありうるところです。また、貴社としては、レンタル品が返還日までに返還されない場合、契約締結の相手方である消費者に対し、債務不履行に基づく損害賠償請求を行うことが可能です(民法415条)。その場合の損害額については、債務不履行と相当因果関係を有するものが損害であるとされています(民法416条)。そして、レンタル品が返還されないことによって貴社に生じる可能性のある損害とは、新たにレンタル品を仕入れるために必要な費用であると考えられます。

そうすると、本件条項②のように、年率3650%もの違約金が定められた条項は、上記に指摘した、民法の規定による場合に比し、著しく高額な違約金を請求するものであり、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといわざるをえません。

#### (3) 結論

以上より、本件条項②は法10条に反し、無効であると考えます。

### 4 解除権制限条項が法10条に反し、無効であること

#### (1) 本件条項③の内容について

本件条項③は、「オーダーレンタルの取り消しはお申し込み後3日以降はできません。」と規定するものであり、上記規定を解釈すると、申し込み日から起算して4日目以降は契約解除ができないものとされています。

#### (2) 本件条項③が法10条に反し、無効であること

民法641条は、請負契約について、請負人が仕事を完成しない間は、注文者はいつでも損害を賠償して契約の解除をすることができるものと規定しています。

また、オーダーレンタル契約は、新たな反物から振袖を作成し、当該完成品を消費者に賃貸することを内容とする契約であると考えられ、その法的性質は、賃貸借契約と請負契約の混合契約と考えられます。そして、当該契約の特性を考慮すると、オーダーレンタル契約については、請負契約の注文主における任意解除権を認めた民法541条が適用されると考えます。

したがって、注文者である消費者は、仕立てが完成するまでの間はオーダーレンタル契

約を解除することが可能であり、他方で、貴社は、消費者の解除に伴って生じた損害を賠償することを請求することができることとなります。

しかしながら、本件条項③は、申込み後4日目以降における消費者からの解除権を一切認めないことを内容としており、上記の民法の規定よりも消費者である注文者の権利を制限する規定であるといえます。

そして、解約の時期や解約の理由を考慮することなく、申し込み日から起算して4日目以降は解約することを認めないとするのは、例えば、契約後に転居等の理由で貴社において振袖をレンタルすることに合理性がなくなった場合で、かつ、まだ仕立て自体も行われていない場合においても消費者からの解約を一切認めないことを意味することになります。このような場合、消費者としては何ら利益がないにもかかわらず、代金全額を支払わざるを得ず、他方で、貴社としては、代金全額を返金することがなくなるほか、反物を他に流用し、利益を上げることができることとなります。

このような事態は、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものといわざるをえません。

### (3) 結論

以上より、本件条項③は、法第10条に反し、無効であると考えます。

以上

## 契約条項目録1

被告と消費者との間で締結される振袖レンタル契約における消費者の都合による解除の場合に被告が消費者から下記のキャンセル料を徴収する旨の下記条項記

1. お申し込み後3日以内の取り消し・・・20%
2. お申し込み後30日以内の取り消し・・・30%
3. 着用予定日前1ヶ月の取り消し・・・50%
4. 着用予定日1週間以内の取り消し・・・100%
5. 前撮り着用後の取り消し・・・・・・・・・・80%

以上

## 契約条項目録2

被告と消費者との間で締結される振袖レンタル契約における消費者の都合によるレンタル品の返還義務の不履行に対する違約金を定める旨の下記条項記

連絡無きご返却の遅れは1日に付き契約金の10%を延滞金として頂きます。

以上

## 契約条項目録3

被告と消費者との間で締結される振袖レンタル契約（オーダーレンタル）における消費者の都合による解除を制限する旨の下記条項記

オーダーレンタルの取り消しはお申し込み後3日以降はできません。

以上